

民生文教常任委員会

1 開 議 令和7年6月17日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第33号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

日程第 2 議案第38号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大塚正義	出席
副委員長	津守那音	出席
委員	齋藤藤男	出席
	前田則隆	出席
	北原裕子	出席
	櫻井潤一郎	出席
	中川雅之	出席

当局	保健福祉部長	松本通尚	出席
	保育課長	羽石剛	出席

事務局	伊東佳子	出席
	高橋洋陽	出席
	土屋大貴	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大塚正義） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、保育課長であります。

◎議案第33号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（大塚正義） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第33号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松本通尚） 議案第33号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところではありますが、本日は所管の羽石保育課長が同席しておりますので、改めてご説明いたします。よろしくお願いたします。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） 私から議案第33号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

初めに、204ページの議案書補助資料を御覧ください。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月未満から満3歳未満まで、保育所などに通っていない子供を育てている家庭が、就労要件を問わず、子供同士を遊ばせたい、子育てに関する相談をしたいなど、時間単位で保育所等を柔軟に利用できる新たな制度、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が令和7年4月に創設され、令和8年4月1日からは新たな給付制度として導入されます。

この事業を実施するためには、子供の安全が確保されることが前提であり、支援の質の確保の観点から、事業主体である市による認可の下、受入れ態勢が整っている施設において実施するため、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、実施事業者の設備や運営に関する基準について、国が定める基準を基に市町村が条例で定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

それでは、次のページを御覧ください。一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いですが、そちらの補助資料、条例の概要の1、（4）に記載されていますとおり、一時預かり事業は、保護者が急病や突

発的な事情など、保護者の立場からの必要性により、一時的に保育所、認定こども園等で預かる事業であります。こども誰でも通園制度は、保育所に通っていない未就園児に対して、より良い生育環境を提供することを目的といたしまして、保護者とともに子供の発育を支えていく事業となっております。

対象児童については、一時預かり事業は、0歳6か月から就学前の未就園児としておりますが、こども誰でも通園制度は、0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象としております。

それでは、ページをお戻りいただきまして、195ページの議案書を御覧ください。条例の構成といたしましては、第1章の総則、第2章の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準においては、第1節、通則から第4節、余裕活用型乳児等通園支援事業とし、第3章の雑則までの27条建てで構成をしております。

第1章の総則では、第1条において趣旨を定め、第2条で使用する用語の定義を、次のページに移りまして、第3条及び第4条で乳児等通園支援事業を実施するための最低基準及び乳児等通園支援事業者について定めております。

第2章では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を第5条から第26条までで定めます。第1節の通則において、第5条で乳児等通園支援事業者の運営や評価に関する一般原則を定めます。

第6条から第8条にかけては、非常災害に対する必要な設備の設置と訓練の実施、次のページに移りまして、安全計画の策定、自動車の運行における利用乳幼児の所在確認についてを定めます。

第9条から第11条にかけては、職員の一般的な条件、職員の知識及び技能の向上等を、次のページに移りまして、ほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準についてを定めます。

第12条及び第13条では、利用乳幼児を平等に扱う原則、差別的な取扱いの禁止、虐待等の防止についてを定めます。

第14条及び第15条では、衛生管理等及び食事の提供を行う設備についてを定めます。

第16条及び第17条では、事業所の内部規程、次のページに移りまして、事業所に備える帳簿についてを定めます。

第18条及び第19条では、職員の秘密保持等、苦情への対応についてを定めます。

乳児等通園支援事業につきましては、新たに利用定員を設定して行う一般型と利用定員の空き枠を活用して行う余裕活用型の2つの実施方法があります。このことを第2節第20条において、乳児等通園支援事業の区分として定めます。

第3節では、第21条から第24条まで、一般型乳児等通園支援事業に関する内容となり、次のページに移りまして、乳児室等の面積、非常用の設備、防火設備等の設置の基準についてを第21条で定めます。

202ページに移りまして、職員の基準について、市長が行う研修を終了した者を置くことや職員の数を乳児おおむね3人につき1人以上、幼児おおむね6人につき1人以上置くこととし、そのうちの保育士の配置割合などを第22条で定めます。

乳児等通園支援の内容を、内閣総理大臣が定める指針に準拠することについて第23条で定め、保護者との連絡について、利用乳幼児の保護者の理解と協力を得ることについて第24条で定めます。

次のページに移りまして、第4節は、第25条及び第26条において、余裕活用型乳児等通園支援事業に関する内容となり、設備及び職員の基準について、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所

ごとに、国が定める命令または告示による旨を第25条で定めます。

一般型乳児等通園支援事業の第23条及び第24条の規定は、余裕活用型においても準用することを第26条において定めます。

第3章は雑則として、事業者及びその職員は、書面に代えて、電磁的記録により作成、保存等することができる旨を第27条として定めます。

以上、これら各条文の規定要旨につきましては、205ページの議案書補助資料の添付資料に記載しております。

203ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行することといたします。

議案第33号につきましても説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

北原委員。

○委員（北原裕子） こども誰でも通園制度ですが、今一時預かりも恐らく1時間300円だったと思いますが、この通園制度に関して1時間幾らになるのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛）

これから制度そのものは決定していくような形にはなるのですけれども、ほかの自治体等を参考にしながらとは考えていますが、ほかの自治体においても300円、一時保育の300円と同様に扱っているところがほとんどでございますので、大田原市においても、それを参考に、それらを正式に内部で検討させていただいて、募集の段階で示させていただければと考えております。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） あと、この通園制度で、利用する子供たちは、1か月10時間となっておりますが、一時預かりのときは、上限はなく利用されていますが、では10時間は10時間の枠を使って、そのほかは一時預かりの枠を使ってと、うまく、際限なく時間を使える柔軟な対応なのでしょうか、お伺いします。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛）

委員おっしゃるとおり、一時預かり事業につきましては上限がないという形なのですが、ただ利用料金の関係等も出てくるとお思いますので、時間が増えれば増えるほど、その利用料は増えるという形になると思いますが、こども誰でも通園制度は、月10時間というのは、令和6年度からこの制度を先行してモデル自治体がやってきた結果を受けて、国で指針として、来年8月から給付制度が始まるのですけれども、給付の対象としては10時間までという形になっておりますので、それをベースに、各自治体、10時間までを対象という形でやっておりますが、ただ自治体によっては、10時間を超えて対象としてもよろしいというような国からの通達も来ております。ただ、その場合は、市のほうで単独で持ち出す、10時間を超えた部分は負担するような形になりますので、その制度が始まって実際運用してみて、各自治体の流れによって、10時間を超えて対象にするように国に要望するとか、そういった動きももしかすると考えられるのではないかと考えております。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） 今回子ども誰でも通園ということで、恐らくアレルギーを持ったりとかする子もいるとは思いますが、そういう子に対応できた事業所を選ぶと思うのですが、市で対応できる事業所は幾つ施設があるのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛）

今後募集をかけて手を挙げてくれる事業所をとという形にはなるかと思いますが、やはりアレルギー対応とか、そういったことも含めて、対応していただけるような条件といいますか、募集要項上もそういった条件とか、検討させていただいて、その上でその事業所を認可するかどうかというような判断をさせていただく、そのような考えで今のところ準備を進めています。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 前田委員。

○委員（前田則隆） 許可を出した後、それが必ず適正に運営されているかどうかというものの検査とか立ち入りというのは、何年に1回という、順回りでやると思うのですが、どの辺を考えておりますか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛）

地域型保育事業ということで、市のほうで認可した施設に関して、実を言うと本日も指導監査という形で訪問をしているところなのですが、定期的にやはり子ども誰でも通園制度の事業所に対しても行わなければならないとは考えているのですが、それを具体的に、では毎年なのか、2年に1回なのかというところは、今後その事業所が、幾つ手を挙げていただいて、ほかの事業所の指導監査もありますので、それとの計画を立てた上で、対応できる範囲で進められればと考えております。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） 私からも何点かお聞かせいただきたいのですが、まず今回一般型と余裕活用型という形であるのですが、例えば一般型だったら、在園児と合同だったり、またもう一つは専用室で独立実施という形で、その施設によって違うと思うのですが、その中で、例えば大田原市で実際にこれを全部網羅してやるとすると、相当施設自体が大変になってくる部分というのがあるのですが、例えば大田原方式で、一般型を全面的にこれからその施設で大田原型としてやっていくとか、そういう形で、ある程度希望等をしていかないと、何でもかんでも全部国の条例というか、それに応じて、何でもいいのですよというふうにやってしまうと、相当混乱を招いたりとかしてしまうので、そういうのも含めて、その中でも、例えば定期利用だったり、自由利用だったり、両方利用だったりという形で大田原方式として、ある程度率先して、こういう形でまずはやってくれという市から施設に対しての要望的な部分というのも含めて、今後考えていくということはあるのですか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛）

我々の考え方といたしまして、初めての制度でございますので、示された型、それぞれやはり事業所に

よって、実際に独立型を今後検討するとなったときに、施設整備とか、そういった部分も検討していただくことになってしまいますので、それをでは大田原市として進めてほしいというような考え方というのは、こちらとしては、示すという考えは今のところはございません。

やはりこの制度の運用が始まってみて、実際利用する方がどれくらい出てくるとか、あとは事業所のほうで実際運用していただいて、いろいろな課題等も出てくると思います。それに伴って、やはり基準、例えばですが、国の政令等で定められたものでありますけれども、市独自でその部分について改善ができませんか、そういったものも検討していく必要はあると思っています。ですので、実際に運用が始まってから課題点とか、そういったところが出てきたときに、改めて検討させていただいて、対応できるものは対応していくというような方針でいければと考えています。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） その中で、今全国的にも騒がれているのは保育士不足で、私が一般質問させていただいたとき、大田原市は、保育士はほとんど網羅しているというか、ある程度不足はないという話なのですが、今回新たにこういうものが出てきた、創設されたときに、保育士がどれだけ要るのだという。例えば自由型だったりとかにしてしまうと、実質的には毎日固定的に来るのが分かれば、子供が来て預かれる人数が分かれば、保育士もそれなりに雇えるものがあるのだけれども、これを自由にしてしまうと、実質的に保育士は何人そこで雇ったらいいのかという、そういうふうな混乱もある部分があるので、その辺も含めて、きちんとした形で市のほうは、施設に対しても、ある程度の基準というものを設けてやっていったほうが、やっぱり最終的には人員とか、混乱を招く部分が大きくなると思うのですが、その辺の考え方というのをもう一度お聞かせいただきたいのですが。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛）

保育士の数ですけれども、事業者に挨拶とかに行ったときに話を聞くと、やはり余裕はないというようなことを正直聞いております。

この事業を始めるに当たっても、例えばですけれども、令和8年の4月からスタートする、それで専任の保育士を雇用しようということであれば、事業所としても4月からの雇用ということになるので、集めやすいといいますか、任用しやすいという形にはなると思うのですが、今後これをスタートするに当たって、ではいつからというのが、これから検討させていただく形にはなるのですが、途中で保育士を雇用というのがなかなか難しいという声も事業所からは聞いております。

ですので、市のほうで、例えばですけれども、1人必ずというようなことを出してしまうと、それで手を挙げてくれる保育士がいるかという、いませんというような声も聞こえておりますので、やはりこちらからそういったモデルを示すのではなく、今後こういった事業をスタートするので、どちらかという、大田原市として事業を進めたいので、協力をお願いしたいというような、そういうスタンスでいければというふうには考えております。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） 今回この制度を令和8年4月1日から始めるという形なのですけれども、今までこの制度を含めて推進していく中で、モデルという形で多分やった部分があるのですが、大田原市として、令和8年まで1年間あるので、実質的にこれから進めていく中では、例えばこういう形での幾つかの事業所を選んで、では1年間モデル的にやってみましょうという形での問題点を含めて検討したりとか、またその中で、先ほど北原委員が言ったように、アレルギーとか、給食的な食事なんかも出すというような形になってくると思うので、その辺も含めての問題点解決のための、モデル的にやっていくという考え方はあるのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛）

この制度は令和8年4月から、給付制度で始まるという形にはなるのですけれども、それに向けて今回条例制定ということで出ささせていただいているのは、令和8年から給付制度が始まるということで、それに向けて先行的に手を挙げてくれる事業所があれば、スタートができればということで今回条例の制定をさせていただいているところです。

ですので、今後可能性のある事業所に対して、募集の要項等が出来上がった暁には、説明させていただいて、手を挙げていただけるように、こちらとしても準備を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑がないようでありますので、これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第33号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第38号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第2、議案第38号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を

求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松本通尚） 議案第38号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましても、本会議においてご説明申し上げたところではございますが、所管の羽石保育課長から説明申し上げます。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） それでは、私から議案第38号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

250ページの議案書補助資料を御覧ください。大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法の規定により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類から成る家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、市内の保育所、認定こども園の運営等に関する基準を定める条例であります。

このたび「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、両条例の関係部分を改正するものでございます。

4種類ある家庭的保育事業等のうち居宅訪問型保育事業を除く3事業は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条第1項及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第42条第1項の規定に基づき、保育内容支援、代替保育、卒園後の受入れに係る連携協力を行う保育所、認定こども園及び幼稚園を適切に確保しなければならないとされております。

今回の改正概要ですが、連携協力の項目のうち保育内容支援、代替保育について、要件の見直しを行うこと、また連携施設の確保が著しく困難な場合であって、必要となる適切な支援を行うことができる場合は、連携施設の確保をしないことができるとしておりますが、今回その期間を延長することなどが主な改正となっております。

ページをお戻りいただいて、240ページの議案書を御覧ください。初めに、第1条関係、大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第6条第1項では、引用条項を整理し、次のページに移りまして、第1号中、保育内容支援の定義規定を加える改正を行います。

同項第3号の定義規定に「及び第6項第1号」を加えます。

242ページを御覧ください。同条第2項では、相談、助言、合同保育、給食などの保育内容支援の提供に係る連携施設の確保の要件を緩和する内容となっております。

家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、第1号、家庭的保育事業者等が連携協力者を確保できること、第2号、ア、家庭的保育事業者等と連携協力者との間で役割分担、責任所在が明確化されていること、第2号、イ、協力者の本来の業務に支障が生じないよう措置が講じられていることの要件を満たすときは、第1項第1号にあります、保育内容支援の連携実施を適用しないことができる旨を新設いたします。

同条第3項では、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び事業所内保育事業が連携協力できる場合、保育内容支援協力者となる旨定義する規定を新設し、以下2項ずつ繰り下げます。

第4項の改正は、家庭的保育事業所等の職員が、病気、休暇等により保育を提供することができない場合に関する代替保育の提供に係る連携施設の確保の要件を緩和するものとなります。

次のページに移りまして、これまで家庭的保育事業者等による代替保育の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合に、家庭的保育事業者等と連携協力者との間で役割分担、責任所在が明確化されていること、協力者の本来の業務に支障が生じないよう措置が講じられていること、こちらの両方の要件を満たすときは、代替保育の連携実施を適用しないことができるようになっておりましたが、今回第1号、家庭的保育事業者等が連携協力者を確保した場合に、ア、家庭的保育事業者等と連携協力者との間で役割分担、責任所在が明確化されていること、イ、協力者の本来の業務に支障が生じないよう措置が講じられていることの場合、また第2号、必要な措置を講じても、連携協力者の確保が困難な場合、こちらのいずれかの要件を満たすときは、代替保育の連携実施を適用しないことができる旨に改正いたします。

第5項の改正は、代替保育連携協力者についての定義規定について改めるものになります。

次のページに移りまして、第16条の改正は、家庭的保育事業者等の食事の提供の特例に、栄養士のほかに管理栄養士を加えるものになります。

第45条第2項の改正は、附則第3条で使用する略称規定を加えるものになります。

次のページを御覧ください。附則第3条の改正は、連携施設の確保に関する経過措置を令和12年3月31日まで延長するものになります。

続きまして、第2条関係、大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第37条の改正は、小規模保育事業A型からC型までで引用する条項を整理するものとなっております。

次のページに移りまして、第42条の改正は、先ほどご説明申し上げました、本議案改正条例第1条関係でご説明申し上げました第6条の保育所等との連携、保育内容支援、代替保育の連携施設の確保に関する緩和という同じ趣旨の改正になります。今回同条の説明は省略させていただきたいと思います。

249ページを御覧ください。附則第5条の改正は、連携施設の確保に関する経過措置を令和12年3月31日まで延長するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたします。

なお、本市における家庭的保育事業者等に当たる事業所の連携施設の確保状況になりますが、本市には小規模保育事業A型が6施設ございますが、全施設、連携施設を確保している状況となっております。

議案第38号につきましての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回は、子ども・子育て支援法の施行規則等の一部を改正する内閣府令という形で、関係部分を改正するという形なのですけれども、このほかにも多分もっと内閣府令がこれからたくさん出てくると思うのです。そのときに、例えば財政関係だったりとか、また人材面だったりとか、運用だったりとか、管理面という形で、相当負担がかかってくる部分というのがあると思うので、その辺も含めて、これからは財政的にも、例えば基金的な部分で確保したりとか、また課自体も、もっと多分仕事内容も増えてくる部分があるので、そういう部分で人材の確保というのではないのですが、やっぱり人員の確保というものをきちんと図りながら進んでいただけたらありがたいと思うので、その辺も含めて頭に入れて、ぜひともよろしくお願したいと思います。

○委員長（大塚正義） ほかに意見ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第38号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（大塚正義） 本日は、以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

午前10時35分 散会